



目次

規 則

- 特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…224
- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）… 同
- 山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則を廃止する規則……………（健康福祉企画課）…227
- 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
施行規則……………（健康長寿推進課）… 同
- 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則を廃止する規則……………（ 同 ）…239
- 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を
改正する規則……………（ 同 ）… 同
- 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を
改正する規則……………（ 同 ）…240
- 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の
一部を改正する規則……………（ 同 ）… 同
- 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…241
- 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…242
- 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…243
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）… 同
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…247
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を
改正する規則……………（障がい福祉課）…250
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）… 同
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…254
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）… 同
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の
一部を改正する規則……………（ 同 ）…263
- 山形県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………（農村計画課）… 同
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…264

告 示

- 平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による
手数料の額）の一部改正……………（工業戦略技術振興課）… 同

- 地域登録検査機関の業務の廃止の届出……………（県産米ブランド推進課） ……265
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課） ……同
- 県道の供用の開始……………（同） ……同
- 同……………（同） ……266
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課） ……同
- 同……………（同） ……同
- 県道の供用の開始……………（同） ……267

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………268

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域……………269

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁総務課） ……同
- 同……………（同） ……270
- 同……………（置賜総合支庁総務課） ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課） ……同
- 監査結果の公表……………（監査委員） ……274
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（中央病院） ……276

規 則

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則（平成19年3月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表1 通則及び賦課徴収の項中

「租税条約に基づく申立てをした法人の県民税・事業税等の徴収猶予通知書	第33号の3様式	法第55条の2第1項、法第55条の4第1項、法第72条の39の2第1項及び法第72条の39の4第1項	を
「租税条約に基づく申立てをした法人の県民税・事業税等の徴収猶予通知書	第33号の3様式	法第55条の2第1項、法第55条の4第1項、法第72条の39の2第1項及び法第72条の39の4第1項	に改める。
租税条約に基づく申立てをした個人の事業税の徴収猶予通知書	第33号の4様式	法第72条の57の2第1項	」
別記第33号の3様式中			

「年 月 日から 地方税法第55条の 地方税法第72条の39の の翌日から1月を経過する日まで

を

「年 月 日から まで

に改め、同様式の

次に次の1様式を加える。

第33号の4様式

租税条約に基づく申立てをした個人の事業税の徴収猶予通知書

第 号
年 月 日

納税義務者
主たる事務所又は事業所所在地
氏名 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

このことについて、下記のとおり徴収猶予の決定をしますので通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するとき、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収猶予をする期間		年 月 日 から	ま だ	適用条項	地方税法第72条の57の2第1項
年 度	納 期 限	事 業 税 額	延 滞 金 額	摘 要	
合 計					
担 保 の 有 無	有 ・ 無 (無の場合の理由)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号**山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則を廃止する規則**

山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則（平成15年1月県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号**山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則**

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 介護医療院（第3条―第38条）
- 第3章 ユニット型介護医療院（第39条―第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- (1) I型療養床 療養床（療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。次号において同じ。）のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (2) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第2章 介護医療院

（従業者の員数）

第3条 条例第4条第1項の看護師又は准看護師（以下この条、第10条及び第46条において「看護職員」という。）及び同項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (2) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下この項において「I型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（以下この項において「II型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (5) 栄養士 入所定員が100以上の介護医療院にあつては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

- 3 第1項及び第6項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項において同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第2号から第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数
(施設)
- 第4条 条例第5条第1項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 談話室 入所者と他の入所者又は入所者と当該入所者の家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる基準
- イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
(構造設備の基準)
- 第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項並びに第39条第3項及び第5項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第39条第3項において同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第11条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 条例第11条の規定による訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難

が可能なものであること。

3 条例第6条第3項の規定による介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
 - (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同省令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
 - (4) 階段には、手すりを設けること。
 - (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - イ 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。
 - (6) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- （内容及び手続の説明及び同意）

第6条 条例第7条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条に規定する規程の概要
 - (2) 従業者の勤務の体制
 - (3) 第31条第1項に規定する協力病院
 - (4) 第31条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）
 - (5) 苦情への対応方法
 - (6) 事故発生時の対応方法
 - (7) 利用料
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合は、条例第7条の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第10条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第11条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第40条において「施設サービス費

用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 介護医療院基準第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護医療院基準第14条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第14条 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（施設サービス計画の作成）

第15条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第26条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全

般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、第5項に規定する施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第9項の施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項の施設サービス計画の変更について準用する。
(診療の方針)

第16条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、介護医療院基準第18条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか、行わないこと。
- (6) 介護医療院基準第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第17条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させるべきでない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第18条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第19条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第20条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第21条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第22条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第23条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第24条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第25条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、

生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第34条第1項の規定により苦情の内容等を記録すること。
- (5) 第36条第2項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第27条 条例第10条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第28条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第29条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第30条 条例第12条第2項の規則で定める措置は次のとおりとする。

- (1) 介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、介護医療院基準第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- 2 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同省令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同省令第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同省令第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同省令第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。
 - (1) 介護医療院基準第5条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
 - (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
 - (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第31条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければなら

い。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第32条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、第6条第1項各号に掲げる重要事項を掲示しなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第33条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第34条 介護医療院は、条例第14条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 介護医療院は、条例第14条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携等）

第35条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第36条 条例第15条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、条例第15条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第37条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録）

第38条 条例第16条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 第10条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第11条第2項の規定によるサービスの内容等の記録

(4) 条例第9条第5項の規定による身体的拘束等の記録

(5) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第34条第1項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 ユニット型介護医療院

（施設）

第39条 条例第18条第1項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

イ 共同生活室 次に掲げる基準

(イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ハ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ロ 洗面設備 次に掲げる基準
- (イ) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ロ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ハ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 浴室 次に掲げる基準
- イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- イ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第21条において準用する条例第11条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 条例第21条において準用する条例第11条の規定による訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 4 条例第18条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 5 条例第18条第4項の規定によるユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同省令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- イ 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- ロ 手すりを設けること。
- ハ 常夜灯を設けること。
- (6) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (利用料等の受領)
- 第40条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居

者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 介護医療院基準第46条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 介護医療院基準第46条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護医療院基準第46条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第41条 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第42条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以

外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第43条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第44条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第45条 条例第20条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第46条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより、従業者の配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第47条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第48条 第3条、第6条から第11条まで、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第23条から第26条まで及び第30条から第38条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項第1号中「第10条」とあるのは「第20条」と、第38条第4号中「第9条第5項」とあるのは「第19条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。
- 4 介護療養型老人保健施設であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第39条第5項第1号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 5 介護療養型老人保健施設であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号イ及び第39条第5項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号**山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則**

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年3月県規則第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号**山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「」又は」を「」若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第10条の2 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「又は」を「、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は」に改め、同条第14項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第9条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第9条の2 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「）及び」を「）に」に、「、特別養護老人ホーム及び」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第31条第2項（第41条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、「特別養護老人ホームに」に、「場合、地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホームに」に、「又は」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「（第31条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 緊急時等における対応方法

第7条第7項中「）又は」を「）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は」に改める。

第8条中「を紹介する」を「若しくは介護医療院を紹介する」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第10条の2 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第17条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第17条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第7条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第26条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第27条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第27条の2 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第35条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第4項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、指定介護老人福祉施設及び」を「、指定介護老人福祉施設に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第44条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「をいう」を「をいう。以下この項において同じ」に、「場合の」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「第44条第2項」を「法第78条の4第1項の規定に基づく市町村の条例」に改める。

第6条中「を紹介する」を「若しくは介護医療院を紹介する」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第12条の2 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい

て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第21条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第25条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第39条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第4項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び」を「に」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第7項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第8項第1号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第13条の2 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第39条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 附則第4項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号**山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第14条の2 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第40条の2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第2項及び附則第10項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号**山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当訪問介護（第33条―第35条）」を

「第2節 共生型訪問介護（第32条の2・第32条の3）」に、

第3節 基準該当訪問介護（第33条―第35条）」

通所介護（第75条―第87条）」に、「第3節 基準該当短期入所生活介護（第125条―第128条）」を

「第3節 共生型短期入所生活介護（第124条の2・第124条の3）」に改める。

第4節 基準該当短期入所生活介護（第125条―第128条）」に改める。

第4節 基準該当短期入所生活介護（第125条―第128条）」

第5条中「への」を「（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への」に改める。

第9条第1項中「との」を「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との」に改める。

第21条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第26条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第26条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第112条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型訪問介護

（共生型訪問介護の基準）

第32条の2 条例第18条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は指定重度訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者及び指定重度訪問介護の事業を行う者が条例第6条第3項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業及び当該第1号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第3条第2項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第32条の3 第3条（第1項を除く。）及び第4条から第32条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者（とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは指定重度訪問介護又は」と読み替えるものとする。

第42条中「及び第24条から」を「、第24条から第26条まで及び第27条から」に改める。

第44条中「第31条」を「第26条まで、第27条から第31条」に改める。

第47条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第55条中「第31条」を「第26条まで、第27条から第31条」に改める。

第5章中第56条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第55条の2 条例第46条第1項各号に掲げる指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たる医師が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第61条第1号ロ中「、看護職員（条例第53条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第3号を削る。

第63条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第74条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 共生型通所介護

（共生型通所介護の基準）

第75条 条例第72条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス条例第71条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス条例第77条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第40条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス条例第36条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス条例第2条第4号に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第76条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条から第29条まで、第31条、第39条及び第68条から第73条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第67条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第69条第5項及び第71条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第73条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第3号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第4号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

第77条から第87条まで 削除

第90条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条」に改める。

第92条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第94条第1項中「又は」を「若しくは言語聴覚士又は」に改める。

第101条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第112条第2項中「（山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月県条例第22号）第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第115条中「第25条から」を「第25条、第26条、第27条から」に改める。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型短期入所生活介護

（共生型短期入所生活介護の基準）

第124条の2 条例第111条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所の事業を行う事業所（次号において「指定短期入所事業所」という。）の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所そ

の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第124条の3 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条及び第100条から第114条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第100条各号」と、第71条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第100条第2号及び第110条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第104条第7項中「条例第96条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第128条中「第25条から」を「第25条、第26条、第27条から」に、「読み替える」を「第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替える」に改める。

第129条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第130条を次のように改める。

（設備）

第130条 条例第120条第1項第4号の規則で定める要件は、指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積を、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすることとする。

第131条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第140条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第149条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第151条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第157条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第157条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第168条及び第176条中「第25条から」を「第25条、第26条、第27条から」に改める。

第180条第4項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員」に改める。

第186条、第188条及び第195条中「第26条」を「第26条、第27条」に改める。

附則に次の2項を加える。

13 第151条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりと

する。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

- 14 第169条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第23号。以下「改正条例」という。）による改正前の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）第53条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、改正条例附則第2項に規定する看護職員が行うものについては、改正前の第61条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第58条」を「第57条の2」に、「第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第120条―第123条）」

を 「第3節 共生型介護予防短期入所生活介護（第119条の2・第119条の3）
第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第120条―第123条）」 に改める。

第5章中第58条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第57条の2 条例第46条第1項各号に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる医師が1以上確保されるために必要と認められる数
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第63条第1号口中「、看護職員（条例第53条に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「同条」を「条例第53条」に改め、同条第3号を削る。

第65条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 通常の事業の実施地域

第67条第3項を削る。

第84条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第92条第4項中「について」を「（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（第93条の2において「介護医療院併設事業所」という。）を含む。次項において同じ。）について」に、「として」を「又は介護医療院として」に改める。

第93条の次に次の1条を加える。

（介護医療院併設事業所の設備の基準）

第93条の2 介護医療院併設事業所の場合であつて、当該介護医療院併設事業所及び当該介護医療院の利用定員の総数が20人以上であるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員を20人未満とすることができる。

2 条例第88条第3項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例第98条第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 介護医療院併設事業所の場合にあつては、当該介護医療院併設事業所及び当該介護医療院併設事業所を併設する介護医療院（以下この項において「併設介護医療院」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該介護医療院併設事業所の利用者及び当該併設介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設介護医療院の条例第89条第3項各号に掲げる設備（同項第1号の居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

4 条例第89条第7項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例第99条第4項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第110条の次に次の1条を加える。

（介護医療院併設ユニット型事業所の設備の基準）

第110条の2 介護医療院に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（以下この条において「介護医療院併設ユニット型事業所」という。）にあつては、当該介護医療院併設ユニット型事業所及び当該介護医療院併設ユニット型事業所を併設する介護医療院（以下この項において「併設介護医療院」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該介護医療院併設ユニット型事業所の利用者及び当該併設介護医療院の入所者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該併設介護医療院の条例第99条第3項各号に掲げる設備（同項第1号のユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

2 条例第99条第7項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例第107条第4項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第119条中「第92条、」を「第92条、第93条の2第1項及び第2項、」に、「及び」を「並びに」に、「において」を「において、第93条の2第1項中「介護医療院併設事業所」とあるのは「第110条の2第1項に規定する介護医療院併設ユニット型事業所」と」に改める。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第119条の2 条例第103条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第119条の3 第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3から第41条の9まで、第86条の2及び第94条から第108条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第94条各号」と、第86条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第94条第2号及び第97条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2号中「第109条において準用する第37条の12第2項」とあるのは「第37条の12第2項」と、同項第4号中「第109条において準用する第38条の3」とあるのは「第38条の3」と、同項第5号中「第109条において準用する第41条の6第1項」とあるのは「第41条の6第1項」と、同項第6号中「第109条において準用する第41条の8第1項」とあるのは「第41条の8第1項」と読み替えるものとする。

第124条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士

又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第125条を次のように改める。

（設備）

第125条 条例第112条第1項第4号の規則で定める要件は、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積を、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすることとする。

第126条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第129条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第141条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
第147条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第153条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の適正化のための措置）

第153条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第181条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第182条第4項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員」に改める。

附則第13項及び第14項を次のように改める。

13 第147条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

14 第165条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第181条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第24号。以下「改正条例」という。）による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）第53条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、改正条例附則第2項に規定する看護職員が行うものについては、改正前の第63条及び第67条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項及び第58条第3項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の2」に、「第4節 基準該当通所支援に関する基準（第43条―第47条の2）」を「第4節 共生型障害児通所支援に関する基準（第42条の2―第42条の5）」に、「第54条の2」を「第55条」に、

「第4節 基準該当通所支援に関する基準（第60条―第62条）」を

「第4節 共生型障害児通所支援に関する基準（第59条の2）」を

「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第60条―第62条）」を

「第5章 居宅訪問型児童発達支援」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を

「第1節 人員に関する基準（第62条の2）」を

「第2節 運営に関する基準（第62条の3―第62条の6）」に改める。

「第7章」に改める。

第2条第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改める。

第2章第1節中第3条の前に次の1条を加える。

（従業者の資格）

第2条の2 条例第6条第1項第1号の規則で定める者は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

第3条第1項第1号及び第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第3条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第4条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第18条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第20条の2 指定児童発達支援事業者は、条例第15条第3項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

2 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第36条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第37条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第43条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第45条中「前節」を「第3節」に改める。

第47条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び条例第31条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第2章中第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第42条の2 条例第25条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第42条の3 条例第25条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）第67条第1号又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第47条第1項第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係

施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第42条の4 条例第25条の4第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第42条の5 第5条及び前節の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第48条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第53条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第54条中「、第36条第1項」を削り、「第42条第3号」を「第42条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同条第3号」に改める。

第54条の2を削る。

第55条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第55条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第58条の2を削る。

第59条中「第35条まで、第37条、第38条」を「第38条まで」に、「第37条」を「第16条」に、「第21条」を「第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第58条第2項」と、第21条及び第42条第2号」に改める。

第62条中「第21条」を「第20条の2」に、「第35条まで、第37条、第38条」を「第38条まで」に、「、第58条」を「及び第58条」に改め、「及び第58条の2」を削る。

第4章中第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第59条の2 第5条、第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条の4まで及び第58条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第68条第1項中「の規定」を「並びに第62条の2第1項の規定」に改める。

第6章を第7章とする。

第64条から第66条までを次のように改める。

第64条から第66条まで 削除

第67条中「第19条」を「第19条、第20条、第21条」に、「第36条から第38条まで」を「第37条、第38条」に、「及び第40条」を「、第40条」に、「の規定」を「、第53条の2及び第62条の3から第62条の5までの規定」に、「第52条」を「第53条において準用する条例第47条の6」に、「第64条第1項」と、第21条を「第67条において準用する第62条の4第1項」と、第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第67条において準用する第62条の4第2項」と、第21条及び第42条第2号」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 人員に関する基準

第62条の2 条例第47条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第62条の3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第62条の4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第62条の5 条例第47条の6の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（準用）

第62条の6 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第21条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第53条の2の規定は、指

定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第47条の6」と、第11条中「いう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第62条の4第1項」と、第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第62条の4第2項」と、第21条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第35条第1号中「第16条」とあるのは「第47条の6」と、第42条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の条例第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正後の規則第43条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第37条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護 を
（第35条－第38条）」

「第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護（第34条の2－第34条の4）」

第3節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護 に、「第2節
（第35条－第38条）」

基準該当生活介護（第76条－第78条）」を 「第2節 共生型生活介護（第75条の2－第75条の5）」 に、「第2節
第3節 基準該当生活介護（第76条－第78条）」

「第2節 共生型短期入所（第87条の2－第87条の4）」を
第3節 基準該当短期入所（第88条・第89条）」に、「第2節
基準該当自立訓練（機能訓練）（第118条－第119条）」を
「第2節 共生型自立訓練（機能訓練）（第117条の2－第117条の4）」に、「第2節 基準該当自立訓練（生活訓
第3節 基準該当自立訓練（機能訓練）（第118条－第119条）」に、「第2節 共生型自立訓練（生活訓練）（第125条の2－第125条の4）」を
第3節 基準該当自立訓練（生活訓練）（第126条－第127条）」に、「第13
第12章の2 就労定着支援（第149条の2－第149条の8）」
章 共同生活援助」を 第12章の3 自立生活援助（第149条の9－第149条の12）」に、「第2節 外部サービス
第13章 共同生活援助」
利用型指定共同生活援助（第153条の2－第153条の8）」を
「第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第153条の2－第153条の7）」に改める。
第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第153条の8－第153条の14）」
第38条中「前節（）」を「第1節（第3条、第4条、）」に改める。
第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。
第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護
（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
第34条の2 条例第20条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。
（1）指定訪問介護事業所（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定
訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指
定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護
の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所と
して必要とされる数以上であること。
（2）共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設か
ら必要な技術的支援を受けていること。
（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
第34条の3 条例第20条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。
（1）指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指
定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪
問介護事業所として必要とされる数以上であること。
（2）共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関
係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（準用）
第34条の4 第4条第2項及び第3項並びに第5条から第33条までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問
介護の事業について準用する。
第68条の次に次の1条を加える。
（職場への定着のための支援の実施）
第68条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する
指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障
害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援セン
ターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における
相談等の支援の継続に努めなければならない。
第76条第1号を次のように改める。
（1）指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を
受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
第77条第1号を次のように改める。
（1）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項
第1号に規定する居間及び食堂を除く。第118条の2及び第126条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮
しうる適当な広さを有すること。

第4章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型生活介護

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第75条の2 条例第43条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第75条の3 条例第43条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）第67条第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第75条の4 条例第43条の4第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第75条の5 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条及び第65条から第74条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第79条第1項第2号中「（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）」を削り、「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」に改め、同号イ中「指定共同生活援助又は」を「指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は」に、「指定共同生活援助事業所又は」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は」に改め、同条第2項第2号中「である」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号イ中「を提供する」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支

援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「、指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同号イ中「、指定共同生活援助」を「、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助」に改める。

第5章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型短期入所

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第87条の2 条例第52条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第95条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第85条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第87条の3 条例第52条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第87条の4 第5条、第7条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第28条から第33条まで、第48条、第54条、第56条、第57条、第59条、第70条、第73条、第74条及び第81条から第85条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第91条第2項中「専任かつ」を削る。

第94条の見出し及び同条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第117条中「第69条」を「第68条の2」に改める。

第8章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型自立訓練（機能訓練）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第117条の2 条例第74条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第117条の3 条例第74条の3第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
 - (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
 - (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （準用）

第117条の4 第5条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第68条の2から第74条まで及び第114条から第116条までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第125条中「第69条」を「第68条の2」に改める。

第9章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型自立訓練（生活訓練）

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第125条の2 条例第81条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第125条の3 条例第81条の3第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
 - (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
 - (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （準用）

第125条の4 第5条から第13条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第63条、第68条の2から第74条まで、第115条、第116条及び第122条から第124条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第129条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第129条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のため

の訓練を実施しなければならない。

第130条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第134条中「第67条」を「第67条、第68条、第69条」に改める。

第12章の次に次の2章を加える。

第12章の2 就労定着支援

（従業者）

第149条の2 条例第102条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上

(2) サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第149条の3 サービス管理責任者は、第149条の8において準用する第46条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（職場への定着のための支援の実施）

第149条の4 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第149条の5 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第149条の6 条例第102条の7の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(記録)

第149条の7 条例第102条の8第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 次条において準用する第14条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 条例第102条の9において読み替えて準用する条例第29条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第149条の8 第5条から第18条まで、第22条、第26条から第32条まで、第46条、第48条及び第54条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第14条」とあるのは「第102条の7」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の8において準用する次条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第149条の8において準用する第16条第2項」と、第22条中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第27条第1号中「第14条」とあるのは「第102条の7」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

(従業者)

第149条の9 条例第102条の11第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(定期的な訪問による支援)

第149条の10 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第149条の11 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第149条の12 第5条から第18条まで、第22条、第26条から第32条まで、第46条、第48条、第54条、第149条の3、第149条の6及び第149条の7の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第5条

第1項第1号中「第14条」とあるのは「第102条の15において準用する条例第102条の7」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の12において準用する次条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第22条中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第27条第1号中「第14条」とあるのは「第102条の15において準用する条例第102条の7」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第151条第3項中「、利用者」を「、当該利用者」に、「家事等」を「家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」に改める。

第153条の8中「第153条の8」を「第153条の14」に、「第107条の8」を「第107条の14」に、「第107条の7」を「第107条の13」に改め、同条を第153条の14とし、第153条の7を第153条の13とし、第153条の6を第153条の12とし、第153条の5中「第107条の7」を「第107条の13」に改め、同条を第153条の11とし、第153条の4を第153条の10とし、第153条の3第1項中「第107条の6」を「第107条の12」に改め、同項第1号中「第107条の7」を「第107条の13」に改め、同条を第153条の9とし、第153条の2第1項中「第107条の3第1項各号」を「第107条の9第1項各号」に改め、同条を第153条の8とする。

第13章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助

（従業者）

第153条の2 条例第107条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
 - (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上
 - イ 区分省令第1条第4号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - ロ 区分省令第1条第5号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ハ 区分省令第1条第6号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - ニ 区分省令第1条第7号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
 - (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 夜間支援従業者 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第153条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 2 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 3 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 4 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるとき

は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（介護及び家事等）

第153条の4 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第153条の5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第153条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第153条の7 第5条、第7条、第9条から第12条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第42条、第46条、第48条、第54条、第59条、第60条、第71条、第74条、第123条の2、第150条の3から第150条の6まで及び第151条の3から第152条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第14条」とあるのは「第107条の7において準用する条例第106条の3」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第153条の7において準用する第150条の5第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第153条の7において準用する第150条の5第2項」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第60条中「第34条第2項」とあるのは「第107条の7において準用する条例第34条第2項」と、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第153条の7において準用する第42条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第153条の7において準用する第71条」と、同条第4号中「第33条第2項」とあるのは「第107条の7において準用する条例第33条第2項」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第153条の7」と、第71条第2号中「介護給付費又は

特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「第41条」とあるのは「第107条の7において準用する条例第106条の3」と、同条第3号中「前条に規定する協力医療機関」とあるのは「第153条の7において準用する第152条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

附則第5項、第7項及び第10項中「第153条の8」を「第153条の14」に改める。

附則第11項の前の見出し中「において」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において」に改め、同項及び附則第12項中「の規定」を「及び第153条の4第4項の規定」に、「指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第13項中「まで」を「まで及び第153条の2第1項第2号ロからニまで」に改める。

附則第14項中「第153条の8」を「第153条の14」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第31条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第40条及び第44条中「第32条」を「第31条の2」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第46条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第47条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第51条中「第30条」を「第30条、第31条、第32条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和36年8月県規則第46号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山形県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第1条中「山形県営土地改良事業分担金徴収条例」を「山形県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改める。
第2条第1項及び第2項中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第13項」を「第14項」に、「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

第21条第2号中「第13項」を「第14項」に改める。

別表第2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第204号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

「	原子間力顕微鏡像	1 試験 1 試料	5,560円	を
	画像解析	1 試験 1 項目	1,570円	
「	電界放出形走査電子顕微鏡写真	1 試験 1 試料	7,060円	に改め
	原子間力顕微鏡像	1 試験 1 試料	5,560円	
	画像解析	1 試験 1 項目	1,570円	
	ロボット模擬動作試験	ロボット模擬動作試験（産業用ロボット）	1 時間	
	ロボット模擬動作試験（単腕型協働ロボット）	1 時間	3,970円	
	ロボット模擬動作試験（双腕型協働ロボット）	1 時間	4,250円	
	工程分析試験	1 時間	4,510円	
」				

る。

2 分析の項の表中

「	E D S 定性分析（固体、粉末）	1 試験 1 試料	6,450円	を
---	-------------------	-----------	--------	---

E D S 定性分析（固体、粉末）	1 試験 1 試料	6,450円	に改め
E D S 定性分析（固体、粉末）（電界放出形走査電子顕微鏡を用いたもの）	1 試験 1 試料	7,620円	

る。

4 デザイン、色見本制作、モデル制作(3)モデル制作の項の表中「4,130円」を「4,470円」に、「4,920円」を「5,950円」に改める。

山形県告示第205号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
真室川町農業協同組合
代表理事理事長 井上 英一
最上郡真室川町大字新町141-1
- (2) 廃止年月日 平成30年3月31日
- 2 (1) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形もがみ農業協同組合
代表理事組合長 阿部 直人
最上郡大蔵村大字清水1414
- (2) 廃止年月日 平成30年3月31日

山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泥部宮脇線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市下生居字松葉249番1から 同 245番1まで	旧	7.6メートル } 6.3	78 メートル
同 上	新	10.9メートル } 6.3	同 上

山形県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市一日町二丁目4番1から
同 37番2まで

3 供用開始の期日 平成30年3月20日

山形県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 泥部宮脇線
- 2 供用開始の区間 上山市下生居字松葉249番1から
同 245番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月20日

山形県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字川井字元立1023番4から 同 1076番1まで	旧	45.0メートル } 41.5	メートル 275
米沢市大字川井字元立1021番1から 同 1076番1まで	新	127.0メートル } 41.5	同 上

山形県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南陽川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市郡山字沢無下955番3から 同 中ノ坪1034番48まで	旧	29.0メートル } 16.0	メートル 136
同 上	新	34.0メートル } 16.0	同 上

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月20日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 南陽川西線
- 2 供用開始の区間 南陽市郡山字沢無下955番3から
同 中ノ坪1034番48まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月20日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第11号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第142条（文書図面の頒布）第1項第1号、第2号及び第3号」を「第142条（文書図面の頒布）第1項」に改め、「衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙における」を削る。

別記第7号様式の2その1中

住 所		を
-----	--	---

住 所	（電話番号）	に改める。
-----	--------	-------

別記第7号様式の3その2の次に次の1様式を加える。

その3（県議会議員の選挙用）

年 月 日執行	
選挙ビラ	
選挙区 番 号	
山 形 県 選 管	

別記第37号様式の2その2、別記第37号様式の3その2及び別記第37号様式の4その2中「執行 選挙」を「執行 選挙（ 選挙区）」に改める。

別記第37号様式の6中「選挙」を「選挙（選挙区）」に改め、同様式の備考第4項を次のように改める。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 県議会議員の選挙 16,000枚

ロ 知事の選挙 130,000枚

(2) 限度額

イ 県議会議員の選挙

7円51銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 知事の選挙

(イ) 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円51銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

(ロ) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価（1銭未満の端数は切上げ）}$$

単価×当該作成枚数＝限度額

別記第37号様式の8その2中「執行選挙」を「執行選挙（選挙区）」に改め、同様式その2の別紙の備考第1項を次のように改める。

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 県議会議員の選挙

7円51銭

(2) 知事の選挙

イ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円51銭

ロ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \text{（1銭未満の端数は切上げ）}$$

附 則

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別記第7号様式の2その1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定（別記第7号様式の2その1の規定を除く。）は、この規程の施行の日以後その期日を告示される山形県議会議員の選挙について適用し、この規程の施行の日前にその期日を告示された山形県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「公安委員会補佐室長」を削り、同項職級4の欄中「（公安委員会補佐室長を除く。）」を削り、同表研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄

中「」を「科学捜査研究所長」に改め、同項職級4の欄中「副所長」を削り、同表医療職給料表(3)適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄中「」を「調査官」に改める。

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「科学捜査研究所長」を削り、同項職級4の欄中「次

長」を「次長
副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 医療職給料表(3)適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 この指示の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称
NPO法人みつばち
- (2) 代表者の氏名
田宮 邦彦
- (3) 主たる事務所の所在地
新庄市大手町2番66号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、新庄市・最上郡を中心にスポーツや文化活動の振興を図り、スポーツ・文化を通して市民の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの推進と、まちづくりの推進、情報化社会・地域経済の活

性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 田舎体験塾つのかわの里
 - (2) 代表者の氏名
安食 捷雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
最上郡戸沢村大字角川481番1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、本当に豊かに生きるための知恵や技術を次世代に伝えるため、農山村の自然や文化を守り、交流人口の拡大や地域の振興を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人あゆむ
 - (2) 代表者の氏名
色摩 和幸
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市五十川5293番地の7
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、長井市及びその周辺地域の、障がいがある未就学児の療育支援及び児童生徒の放課後の学童支援、また、その幼児・児童・生徒の保護者に対する相談活動、幼稚園・保育園への支援等、児童生徒の社会参加のために必要だと思われることを支援する事業を行う。また、障害のある児童・生徒の放課後の学童支援を通して、地域生活における質の向上や就労につながる支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営太田町アパ ート2号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	2	特定目的用 (高齢・身障用)	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	同	单身可
同 2号	同	3DK	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同	
同 太田町アパ ート1号	同 太田町五 丁目1-10	同	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	同	
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	同	
同 3号	同	同	75.6	4	同	26,200	30,200	34,600	39,000	44,500	51,400	同	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	同	单身可
同 2号	同	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	同	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	同	单身可
同	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	同	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	同	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	同	
同 2号	同 2-95	同	64.2	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	同	单身可

同 2号	同	同	68.8	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,600	29,500	33,700	38,100	43,500	50,200	
同 城北アパー ト2号	同 城北二丁 目3-62	2DK	50.1	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 桜木アパー ト2号	同 南陽市三間通 1229-1	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目第2 アパート	同 東置賜郡高畠町 福沢南2-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 館之北アパ ート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成30年4月2日から同月6日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成30年4月6日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年2月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年3月20日

山形県監査委員	伊藤	藤	重	成
山形県監査委員	鈴木	木		孝
山形県監査委員	武田		一	夫
山形県監査委員	加藤			香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関31箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
内水面水産試験場	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
教育センター	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
寒河江高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
谷地高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
米沢東高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
高畠高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
長井高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
山形聾学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
村山特別支援学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
ゆきわり養護学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
楯岡特別支援学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
米沢養護学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
天童警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
寒河江警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
尾花沢警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
長井警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員

病虫害防除所	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
図書館	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
青年の家	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
博物館	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形西高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形北高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形工業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
上山明新館高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
天童高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山辺高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
寒河江工業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
村山産業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
北村山高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
米沢興譲館高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
村山警察署	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 米沢東高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

空調設備等保守点検業務委託

検査日 平成28年12月1日

請求書受理日 平成29年4月4日

支払日 平成29年4月27日

支払額 243,648円

ロ 山形北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

トイレットペーパー等の購入

請求書受理日 平成29年7月31日

支払期限 平成29年8月14日

支払日 平成29年11月14日

支払額 41,040円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

管理棟污水管切回し工事

契約金額 2,494,800円

要契約保証金 249,480円

ハ 山辺高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

扶養手当について、毎年実施している確認事務が適切でなかったため、支給要件を欠いていたにもかかわらず支給し、そのうち時効消滅していない5年分を返納したもの 1件

扶養手当支給期間 平成17年2月から平成29年10月まで

事実確認日 平成29年10月30日

返納額

扶養手当 平成24年11月から平成29年10月までに支給した額の一部 759,000円

期末手当 平成24年12月から平成29年6月までに支給した額の一部 162,150円

勤勉手当 平成24年12月から平成27年6月までに支給した額の一部 50,700円

合計 971,850円

ニ 米沢興譲館高等学校

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末現在高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成28年度末現在高 107,341円 (53.6パーセント)

平成28年度年間使用額 200,136円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(米沢養護学校)

(ロ) 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(米沢東高等学校、山辺高等学校)

ロ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。(楯岡特別支援学校)

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年3月20日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

山形県立中央病院清掃業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院総務課 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2660

3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年2月19日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本美装株式会社山形支店 山形市本町二丁目3番38号
- 5 随意契約に係る契約金額 395,670,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

平成30年3月20日印刷 発行所 山形県庁
平成30年3月20日発行 発行人 山形県